

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年2月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

村山秀幸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号

### 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改める。

第15条第1項第1号の2を削り、同項第2号中「前2号」を「前号」に、「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「前3号」を「前2号」に、「50万円」を「51万円」に改める。

第16条第1項中「から第2号まで」を「、第2号」に改める。

附則第4条から附則第6条までを次のように改める。

（平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第4条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第5条に規定する基準に従い」とする。

（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第5条 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。

2 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、前項の規定が適用されないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

（平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第6条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用す

る場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第15条若しくは第16条又は附則第7条に規定する基準に従い」とする。

附則に次の1条を加える。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第7条 平成32年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「40分の31」とする。

附 則（平成31年2月24日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。